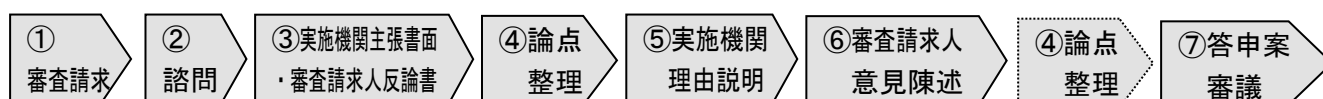


審議会審議の流れについて

○審議会の審議手順について

- ・ 審査請求及び保有個人情報の取扱い（マイナンバー関係）等の各諮問案件の審議を行っている。
- ・ 審議の流れについては、おおむね次のとおりである。

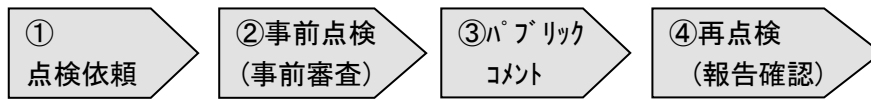
＜審査請求審議の場合＞



- ① 審査請求
保有個人情報開示請求に係る開示決定等に対し審査請求がなされる。
- ② 諮問
実施機関から、審議会に対し諮問がなされる。
- ③ 実施機関主張書面・審査請求人反論書
実施機関から、決定に対する理由説明として主張書面の提出を受け、審査請求人が希望する場合は当該主張に対する審査請求人の反論書の提出を受ける。
- ④ 論点整理
実施機関理由説明（口頭）や審査請求人意見陳述の前に概要説明を含めた審議ポイントの整理を行う。
（案件によっては、⑤⑥の後に再度行う場合あり）
- ⑤ 実施機関理由説明
審議会が求めた場合、実施機関から決定に対する理由説明を書面及び口頭により受ける。
- ⑥ 審査請求人意見陳述
意見陳述を希望される審査請求人の口頭意見陳述を受ける。
- ⑦ 答申案審議
④⑤⑥を踏まえて、案件に応じ数回実施し、答申成案を作成する。

※ なお③～⑥の手順については、案件の性質や事案処理の都合上、入れ替わる場合がある。

<番号法に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検の場合>



① 点検依頼

評価実施機関から、審議会に対し特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検依頼がなされる。

② 事前点検（事前審査）

評価実施機関から作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容の説明を受け、国民（市民）に対し評価書の内容について意見聴取するに足る内容であるかを事前審査する。

③ パブリック・コメント

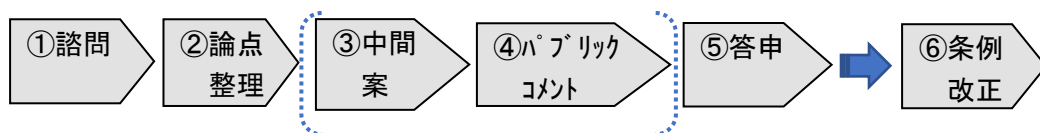
審議会に事前点検（事前審査）を受けた評価実施機関が、国民（市民）に対し評価書内容について意見聴取を行う。

④ 再点検（報告確認）

パブリック・コメントにより国民（市民）の意見を聴取し、評価実施機関が必要な見直しを行った特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を再点検する。

（評価書の見直しがない場合は、評価実施機関からその旨の報告を受け、評価書内容に変更がないことを確認する。）

<条例改正の場合>



① 制度に関する諮問

市長から、審議会に対し個人情報保護に係る重要な事項に係る意見の求めがなされる。

② 論点整理

審議会事務局から、審議ポイントの整理を行い、制度運営に係る方向性について調査審議、意見交換を行う。

③ 中間案

審議会意見案をとりまとめる。*

④ パブリック・コメント

市民に対し意見案について意見聴取を行う。*

⑤ 答申

（市民からの意見等を踏まえ、）制度の在り方について答申する。

⑥ 条例改正

答申を踏まえ、条例案等が議会に上程され、改正が行われる。

*：諮問内容により実施しない場合も有